

全ての子供の最善の利益を守るため、離婚後共同親権制度の採用及び
共同養育・面会交流支援等に必要な法整備を求める意見書

我が国では離婚時における未成年の子供の親権決定について、単独親権制度を採用しており、判断基準として監護の継続性を重視している。

そのため、親権や監護の権利を取得しようと、婚姻中において、相手の同意を得ずに子供を連れて別居し、その後の面会交流を拒否するなど、子と親の交流が一方的に絶たれるなど、別居や離婚により子供が受ける影響は計り知れない。

全ての子供は、適切な養育を受ける権利を有しており、両親が離れて暮らすことになっても、別居親と頻繁かつ継続的に面会交流をすることや養育費を受けることは精神面や経済面の安定をもたらし、子供の健やかな成長にとって有意義なものである。

我が国は、児童の権利に関する条約（児童の権利条約）を1994年4月に批准しており、その趣旨を鑑みると夫婦の離婚または別居後において、全ての子供の最善の利益を守るためには、子供の気持ちを大切にする離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備をすることが最善と考える。

よって、国においては、法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月9日

富 士 市 議 会